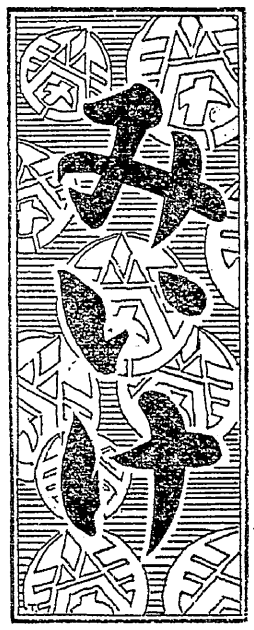

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　平島敏治
三鉱労組印刷工場

中小企業労組對策に重点
縣總評第六回大会開く

福岡県総評（二十六組合、二十万名）の第六回大会は二十五日より二日間、福岡市中央公民館で開かれた。

第一日目は午後一時から開かれ、県下各地から集つた二百名の代議員の中から、議長団、資格審査委員、大会書記長など型どおりの大会役員を選出し、森本副議長の挨拶につづいて、加盟脱退、一般、五六年度決算報告が行われ、審議事項では、一九五六年度運動方針に関して、勝野副議長（炭労）から提案の説明があり、第一日目を終了した。

大会二日目は午前九時から開かれ前日勝野副議長から提案された五六年度運動方針の討論に引続きスローガンの確認、新年度予算、当面の闘争方針などを審議、新役員の選任を行つたのち大会宣言を発し、すぐに同大会をスト規制法延長反対決起大会に切り替え、決議文を採択して閉会した。

土屋県政と対決

運動方針の審議では秋季賃上げ闘争をめぐる中小企業労組の闘い方大企業労組、官公労などとの共同闘争の進め方、生産性向上運動反対などに論議が集中した。

とくに最近活発化しはじめた中小企業労組の組織化とその闘争支援に運動方針の重点がむけられたことは県総評の性格をはつきりしたといえる。

スローガンは統一闘争による賃上げと八千円の最低賃金制獲得、生産性向上運動に反対し、完全雇傭と時間短縮を闘う。中小企業労働者、臨時工、失業者とかたく手をにぎるなど、総評のスローガンとほぼ同じく、軍事基地反対、憲法反対などをおりこみ、とくに県総評独自の問題として、土屋県政と対決することをうち出している。

新年度予算では事務局強化のため次長定員一名を二名増やし、会費現行（月平均人当一円五銭）の五割値上げを決定した。

動議十件を可決

つづいて各単産の動議十件が提案された。

○全農労
二十二名の不当解雇と制裁規程反対闘争に対する、総評傘下の協力に対する感謝挨拶。

○高教組
小倉常盤高校不当解雇反対闘争に対し理事者に抗議、組合に激励の電報を発して貰いたい。
——諒解——

○自治労県連
組織強化のため各地区労を通じて学校の小使、給食事務員を自治労に加盟させる運動を起して貰いたい。
——諒解——

○全電通
中央本社の幹部が解雇された、この反対闘争に支援願いたい。
——不当解雇の抗議を行う——

○九州炭労
京の上炭鉱に第二組合が出来、第一組合員で組合運動を熱心に行つたということで首を切られその反対闘争を続けているので社長に対する抗議と組合に対する激電を願う。
——諒解——

○嘉飯地区労
飯塚のオートレース反対闘争について総評としてとりあげて貰いたい。
——諒解——

○八幡地区中小労組連合
八幡中央劇場の組合結成に対して会社が介入して来ているのでこの闘争に対する物心両面の協力を願う。
——諒解——

○全医労
健康保険改悪反対闘争・結核対策強化の闘争に協力願う。
——諒解——

○県総評
中央総評で決定した、堺利彦先生（社会主義運動の父と呼ばれ日本革命運動に不朽の業蹟を残した人で、昭和八年一月二十三日歿、福岡県豊津町生れ）の顕彰基金募集について協力願う。
——任意カンパで協力——

○県総評
松隈前議長（国鉄出身）が中央総評大会帰路病気入院中であるから見舞をしたい。
——執行部一任——

議長に赤嶺氏

（全日通）役員改選については対立候補がなかつたので、無投票で次の通り信任した。

議長　赤嶺利文（全日通）
副議長　佐々木　票（西鉄）
〃　勝野　登（九炭労）
〃　藤重千代一（岡野バルブ）
事務局長　畳瀬　植一（福数組）
〃　次長　谷口　竹蔵（九炭労）
〃　岩井　守（全農林）

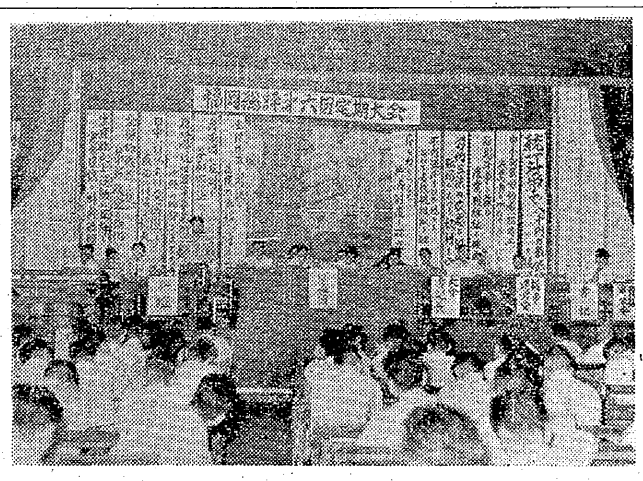

運動方針などに白熱の論議
（福岡中央公民館にて）

書記局便り

二十四日　職場大会
二十五日　福岡県総評大会
〃　西鉱連執行委員会
二十六日　入坑採用交渉
二十七日　中央委員会
二十八日　支部長会議

前進

勞協改訂に当つて

二十九年四月協定いらい横すべりで延長して来た労働協約の改訂期が近づき三鉱連としても来る九月二十九日から五日間の予定で改訂に関する専門委員会を開くことになつた。既に三池としてもその内容について一般の検討を加え改正案についての結論も出したのであるが、周知のように労働協約は労働者の職場の安定（人事）と待遇を向上させる為に個人に代つて組合が団体として会社と取り交す約束であり、この内容の如何によつてわれわれの生活と社会的地位が左右される重大なものであることは今さら念を押すまでもないところであろう。

× ×

ところで現在の七章八十八条からなる協約が出来るまでにはいくたのう余曲折があり、われわれの力の浮き沈みを反映している姿がうかがわれる訳である。

二十一年二月三日笹林で行われた三鉱労組の結成大会では既に労協締結の動きが見られ、その前身として会社経営に参加することが決議され四月一日経営協議会の設置を見るに至つたが、その規則第一条には「経営協議会は会社事業の経営並びに之に附随せる諸般の事項に関し調査審議し以て事業の健全なる発展に資するを以て目的とす」とある。勿論労働条件や保安に関する事項を協議することにはなつているものゝ、やはり事業の健全な発展を軸として条文化されていることは見逃せない。

労働協約として最初に締結されたのは二十一年六月十五日であるがこの時の条文を見ると全部で六条からなり、主として日本経済の再建、労使双方の義務、人事関係の同意条項、経営協議会、紛争処理などが盛り込まれている極めて簡単なもので、現在の八十余カ条の内容と比較すれば誠に今昔の感を禁じうるものである。

× ×

その後二十四年四月まではまさに非常増産運動に押し流された形で二十一年協定が延期されたまゝになつているのが注目される。あたかもこの期間は経営者側にとつてはGHQと政府のバックアップの下に経営権復活の好機であつた。

組合側でも専門委員会を構成して組合案の決定を見たが、これと併行して二十三年四月には日経連が結成され、その第一の作業として労協改訂の根本方針が公表されている。即ち経営者の権限を中核とした案であるが、この案の作成に当つては当時の三井鉱山の労務課長が委員長となつて起草にかゝつた事も他人事ではない。殊に当時次官通牒の形で組合規約や労働協約に関する指導要領が出されたことは、その後の協約闘争に非常に大きな影響を与えて今日に及んでいる。

× ×

われわれは今次改訂に当つて創立当時の六カ条しかなかつた協約を振り返り、十年の闘いの中から汗と油で築き上げた労働条件を更に発展させ、昨年の長計協定を改善する機会を今次に求めようとするものである。

協約闘争はどちらかと言えば関心が薄くなり勝ちであるが、職場と生活を守る最大の基礎をゆるがないものにすることの第一歩を今から踏み出そう。

勞協改訂に論議集中
第九回の中央委で三池案成る

労協改訂については、既報の通りであるが、その後各支部委員会、中央執行委員会で検討した結果、三十一条の特殊公休日の場合本人に健保日額の相当額を支払うことを要求するとともに、けい肺規程の七条の配転者に対する現職種一〇〇%の保障を要求することを二十七日の中央委員会に追加提案、これを諒承するとともに次のような意見が出た。

けい肺に再確認

質　特休算定基礎について自日部合私傷云々となつているが、現在では自日部合を取扱つている無届欠勤、私傷欠勤が除かれて届出欠勤をとるということになるのか。

答　三十二条の有給休暇出勤率算定基礎についてその出勤内容に現在もれているものがあるのでわれわれとしては、自日部合（無届欠勤）ならびに私傷で休んだ者、それ以外のものについては有給休暇の出勤率の算定基礎に入れたいという考え方である。

質　結核患者が退院して仕事につくときは、アフターケアーとして大体六カ月位は欲しい。規程では三カ月である。この取扱いが各支部違うので、これを統一して協約の中にうたつてもらいたい。

治癒中として解釈できるように統一してもらいたい。

答　結核患者の適用についてわれわれが考えていることは、現在公私傷病で治療中の者、または治癒して現場で仕事をするという人たちにたいしての取扱いである。現在各支部で実施しているが、そこまで触れるという考えはもつていない。

結核と現場復帰

質　けい肺患者の配転の場合、原職給与の百%支給の要求というのも結構だが、そうなると坑外の人たちが自分たちと同じ仕事をして坑内の掘進、採炭の賃金を貰うというアンバランスについて組合員間のトラブルは起らないか、この点どう割切つたか。

答　組合内部でもそういう問題を一番懸念したが、しかしそうなると何も要求されない。とくにけい肺患者の条件を一つ一つとつてゆくことにより将来そのワクを拡げていかねばならぬ、この要求はそのステップとしたいという考え方である。

質　結核患者が治つて現場に復帰する場合、六カ月間位はアフターケアーでやりたいと思うが、少くとも協約にうたつている軽作業の三カ月間は適用するようにして欲しい。

答　結核患者に対する不備な点は十分明確にして要望に沿うように努力したい。

質　けい肺になり坑外に配転された者に対する原職賃金百%支給についてはよいと思うが、坑内に残つた者の労働強化、同一仕事をして坑内賃金をもらうという坑外夫とのアンバランスが出て来てトラブルが起つては困るのでその辺を十分調整して貰いたい。

答　けい肺協定第七条についてはただ今の点を一番心配して中央執行委員会でもなかなか結論がでなかつた。しかし支部委会の空気ではこの問題だけは是非という強い要望があるので、中央と連絡をとりながらこれを要求しようと最終的な決定をした。

輸血休暇を

質　第十条の賞罰委員会の運営規程を三鉱連一本で決めるという考え方はないのか。

答　それは各山元の慣習、立地条件などの相違があるので、三鉱連で一本化することは困難であろうと考えている。それでわれわれは、当面三池における方全化につとめて行きたい。

要望　義兄弟の配偶者も兄弟姉妹の配偶者同様忌服休暇のワクを拡げてもらいたい。

質　輸血をした場合、医師が認めれば有給で輸血休暇がとれるよう考慮して欲しい。

答　前回も非常に努力したがとれなかつた、今のところこれ以上は難しいと判断している。

質　第九条のけい肺法でも労災年金重復支給になつているが、会社との交渉で、例えば厚生年金をもらうと会社の支給する金額から差引くという点は是非削除してもらいたい。

答　厚生年金、労基法その他との関係から考え、この条文を消すと却つて疑義が生れる。これをおくと安心して給付をもらえると考えこれを残すことにした。

創作　入選三席

二人の鉱夫（二）

前田風太郎作
久慈悠一画

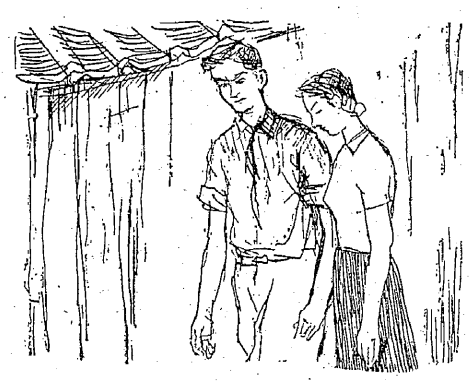

「ぼう三片一の堅物と云われている森下君にもそんな良い人がいるのか、こらあー、見逃す訳にいかんねえ」ひようきんな年取つた源さんが皆をあおり立てるように一気に喋りまくると、もう皆も黙つてはいなかつた。手は握つたかとか、接吻の味はどうだとか後はもう行一は聞く事ができず、じつと下を向いたまゝだつた。「うまくやつたねえ」を繰返し繰返し云つている者もいた。しかし皆が不意に黙つたと思つたら、いつの間にか草田がいきなり行一の前にやつて来て、ものも云わせずに、力一ぱい行一のほゝをげんこつで撲りつけた。吃驚している行一を冷い目が激しく襲つた。やがて草田が去つて行くと誰かがつぶやいた。

「情のねえ野郎だな、妹を人形と思つている。妹も恋をしますよ」もう一人が云つた。「それにしましても行一様はこれからも人形をお抱きになりますよ、たたかれても、たたかれてもねえ」皆がどつと笑つた。

草田から撲られたほゝに手をやりながら、行一は、何時も他の鉱夫達から仲間外れにされている草田を何故となく思い出した。高慢ぶつている、というのが鉱夫達の彼に対する嫌悪の情となつていた草田自身もそんな事から他の鉱夫達とは肌があわずにいた。

昨晩、君枝と会つたとき、彼女はこんな事を行一に話した。兄の草田は、この頃変に何事にも意地悪くなり、人の悪口なんか云つたことのなかつたのに、事もあろうに行一の事についてひどくかげ口を云い、外で会つても口を聞くなと君枝に何度も云つたそうであるそこでとうとう君枝との間に喧嘩が起つたので、何か兄との間に行一が誤解を招くような事が会社であつたのではないかと云うのだつた。しよんぼりしている君枝に、映画でも見ないかと彼がいうと「いいの、今晩は帰るわ、兄も淋しくしているかも知れないので」と云つて顔を上げた君枝の眼には、涙が光つていた。「君は心配しなくとも良いのだよ、草田さん何か誤解しているだけだから、それに別にぼくは草田さんの気に障るような事何にもしてないんだよ」「良いの、貴方が慰めてくれなくても」「しかし、私を十八才のこの年になるまで育てゝくれたのは兄さんよ、学校までよして働いた兄さんよ、苦しい苦しいつて云いながらなれない仕事をやつて来たのよ、私が寝てから学校の本出して泣いていたわ…」黙つて聞いている行一に君枝は涙をふこうともせず自分を忘れたようになつて兄のことを喋り続けるのだつた。そんな時、行一は自然に君枝と同じように奇妙に草田の事ばかりを考えながら、君枝の話ばかり聞いていて自分は一言もしやべらなかつた。